

# 平成28年度予算審査特別委員会議事録

平成28年3月16日（水曜日）

## ◎出席委員（12名）

委員長	高道洋子君	副委員長	高橋秀樹君
1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	9番	高橋健一君
10番	星孝道君	12番	井脇昌美君

## ◎欠席議員（1名）

13番 吉田敏男君

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
総務課参事	大竹口孝幸君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

午前10時15分 開会

◎ 開会宣告

○委員長（高道洋子君） 一昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

◎ 議案第53号

○委員長（高道洋子君） 議案第53号平成28年度足寄町一般会計予算156ページの第8款土木費、3目土木車両管理費から進めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目臨時地方道整備事業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目道路新設改良費、ありませんか。

7番田利委員。

○7番（田利正文君） 161ページになると思うのですけれども、道路新設改良費です。

豊栄橋架替事業のところなのですけれども、記憶が定かでないものですから、PCBが発見されて工事に影響与えたということがあったというように思うのですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

今、委員おっしゃるとおり、豊栄橋の旧橋の解体に当たってPCBが含まれているかどうかの調査を行った結果、PCBが含まれているということで、その除去といいますか、それに相当の年月、月日がかかるということで、当初27年度に旧橋の解体を予定しておりましたが、いわゆるPCBの処理に時間がかかるということで1年繰り越しをいたしまして、28年度に旧橋の解体を終了させるということで、それに伴う道路管理者分の負担金が発生することから、28年度で負

担金を計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） そういう化学物について全く無知なものですから、豊栄橋のどこにどういうふうに使われていたのかと、それを発見した原因というのでしょうか。こういうふうになっているから、こういうふうにあるのではないだろうかというふうに露見したとかということも含めて発見の状況ですね。

それから、それをどういうふうにして除去するのかということについてももう少し詳しくお願いできますか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

旧豊栄橋につきましては、いわゆる鉄のけた、鉄の橋ということになります。

鉄の橋なものですから、さびどめ等のために塗装をするわけなのですけれども、その塗装の中に、いわゆるPCBが含まれていたということで、調査の結果、それが間違いなく含まれているということがわかったものですから、法律上、PCBにつきましては有害ということになりますので、それを取り除いて処理しなければならないということになります。

現在、事業主体の帯広建設管理部さんのほうでやられている方法というのは、PCBをとるために外部に飛散をしないように橋を囲って、いわゆる足場をかけて囲って、その中で作業員の方が塗料を削り取るような形でPCBを取り出して処分をします。そういう形で作業をしているものですから、どうしても人の手による作業ということになりますので、長時間の時間がかかるということになります。

なお、PCBの処理につきましては、全国で5カ所しか処理施設がございまして、北海道の場合は、室蘭に1カ所あるということで全道からPCBの処理が集まってくるもの

ですから、今、建設管理部さんのほうからお聞きをしているのは、室蘭に運んで処理をするのか、あるいは処理能力の高い九州のほうに持ち込んで処理をするのか検討をしているということはお聞きをしていますが、最終的に、どちらで処理をするのかは決まり次第連絡はいただけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） 塗料の中に含まれていたということは、知らなかったことであれば自然に容収するというはなかったのかという問題が一つと、それから実際にこれ全部剥がしますよね。どれぐらいの量になるというふうに想定できるものなのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

まず、二つ目の量的なものは、ちょっと私ども詳しい詳細について建設管理部さんのほうからお聞きをしていないものですから、大変申しわけないのですけれども、どのぐらいの量になるかというのはちょっと申しわけないのですが、現段階わからないという状況になります。

それから、1点目の関係でございますけれども、当時、鉄げたの塗装にはPCBが、当時、有害という認識がございましたので、使用していたというのが実態でございます。本町におきましても主にPCBを使っているのは、照明関係でPCBを使っている例がございまして、本町の部分につきましては、本町については、この間、処分の関係もありましたので、青少年会館のほうに保存をしておいて、28年度に全て処理ができるというようなそういう状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいでしょうか。

ほかに、道路新設改良費でございませ

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） なければ、第3項1目河川総務費に入ります。ありませんか。

7番田利委員。

○7番（田利正文君） 同じく161ページの北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金とありますね。これ、どういう組織で。ちょっと説明願えますか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

この負担金につきましては、河川関係の事業をやっている市町村がそれぞれ加盟をして、これらの事業に係る、例えば、国の要望ですとか、あるいは技術的な連絡調整等を行うためにつくった組織でございまして、それに係るそれぞれ市町村の負担金を提案させていただいているということでございます。

○委員長（高道洋子君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） 済みません、無知で申しわけないのですけれども、海岸事業と入っていたものですから、当町に関係あるのかなとちょっとイメージがさっとあったものですから。

○委員長（高道洋子君） 建設課長、答弁。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

本町には、言われたとおり、海岸がございませぬので、本町については、この海岸に係る分の事業費相当分の負担金というのは当然支出はしておりませぬけれども、会議としてはそういう水関係といいますか、河川関係といいますか、それを別々に川は川、治山は治山、海岸は海岸ということではなくて、一つの大きくまとめた組織の中で国等への要望等もしていたほうが、よりいいのではないかとことでできた組織でございまして、そういう意味からこういう名称がついているということで御理解いただければというふうに思います。

○委員長（高道洋子君） よろしいでしょう

か。

ほかに、河川総務費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) なければ、2目河川維持費に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) では、第4項、1目都市計画総務費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目土地区画整理費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目下水道費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目公園管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5目公園事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6目中心市街地活性化推進費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5項、1目住宅管理費。

7番田利委員。

○7番(田利正文君) 住宅管理費のところ  
で5,943万円とありますけれども、167  
ページに施設修繕料で155万4,000  
円しかありませんから、多分入っていないの  
だろうと思うのですけれども、栄町の町営住  
宅ありますよね。2階に若い方が入って、下  
に高齢者の方が入ると。上の音がうるさくて  
という苦情が結構あったのではないだろうか  
というふうに思うのですけれども、その辺の  
状況をどういうふうにつかまえているかとい  
うふうに、まずお聞きしたいと思えますけれ  
ども。

○委員長(高道洋子君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたしま  
す。

2階の方の音が下に響くということの苦情  
は全く入っていないわけではございません

が、そういうことは過去には聞いたことはご  
ざいますけれども、その修繕とか、改修とか  
そういうことの費用はここには計上されてお  
りませんし、今のところ改修する予定もござ  
いません。

そこは、住んでいる方のお互いの気配りで  
お住まいいただければということで、御理解  
をいただくようお願いしているところでご  
ざいますので、よろしく願いいたします。

○委員長(高道洋子君) 7番田利委員。

○7番(田利正文君) 修繕の費用には入っ  
ていないというのはわかりました。

それで、過去にそういった事例があったと  
いうことですね。苦情というか、とまでは  
いかないのでしょうか。

あったとすれば、そのときにどういう対処  
をしてきたのかということも必要なかなと  
いうふうに、私、思ったのですけれども。

例えば、出ていただくとか、あるいは仲  
裁に入るだとかというようなこともあったの  
かなという気がするのですけれど、その辺は  
どうでしょうか。

○委員長(高道洋子君) 暫時休憩いたしま  
す。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○委員長(高道洋子君) 休憩を閉じ、委員  
会を再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) 大変お時間をか  
けてまして申しわけございませんでした。

そういった苦情等、実際にも入ってござい  
ますけれども、入った場合でございますけれ  
ども、先ほど申しましたように、お互いの気  
配りでその辺は、2階の方が夜間は音を立  
てないとか、そういったことにしていただき  
たいということで該当する団地、全戸にビラを  
配ってお互いに配慮して生活をしましょうと  
いう趣旨のビラを配るということを、直近で  
はことしの先月、2月にもビラを配ってお  
りますし、それ以前にも何度かビラを配ると  
いうようなことにしております。

ピンポイントによる指導は、誰が誰に苦情を言ったかということが特定されてしまいますので、なかなかそれはできないということで全戸に対する注意喚起という方法でやっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（高道洋子君） 7番田利委員。

○7番（田利正文君） ちょっとここからずれてしまうというふうに言われてしまうかもしれないかもしれませんが、町営住宅を建てるときに、1階と2階の間の天井というのですか、床というのですか、その間と、それから隣と隣との壁の間の防音装置というのですかね。それがすごく薄いのではないかという気がしてしょうがないのですよね。それが、今新しくできているやつはわかりませんよ。

栄町のあれについては、私が来てからも何件もそういうようなちょっと話を聞いておりますので、そういうのがあるのかなと思っていたものですから、その辺のところはやっぱり今後新しくつくるやつについては、そのところも含めて検討される必要があるのではないかなという思いがありまして、このような話をさせてもらいましたけれども。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

公営住宅建築に当たりましては、国庫補助金もいただいて補助事業で行っております。

公営住宅に限らず民間住宅もそうですけれども、建築基準とかいろいろございまして、そういった基準に沿ってそれぞれやっております。建築されております。

公営住宅は、ましてや国庫補助対象ということでいろいろ設計基準等もあるものでございます。

決してそれを下回ることはないわけでございますけれども、そこは住む人ですので、例えば、ピアノを弾けばピアノが隣の部屋に聞こえますし、飛びはねれば響くというようなことは公営住宅に限らず、どこの住宅もそういうことというのは配慮しなければ発生して

しまうということはどうしても起きるのかなと思います。

そこで、通常を上回る過度の施設となりますと、また建設経費も増嵩いたしますし、そこは今後、絶対に響かない住宅を建てるようにしますということは、それは住む人の住み方にもよりますので、なかなか申し上げることはできませんので、御理解いただきたいと思ひます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

同じく住宅管理費、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） なければ、2目住宅建設費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 168ページ、第9款消防費に入ります。

第1項、1目消防施設費、ありますか。

12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） ちょっと消防費のこと。

この負担金の問題に用はないのですけれども、ここに消防費という新年度からの広域に当たるに当たって、ちょっと消防署長、総務課の参事のほうにちょっとお聞きしたいのですけれども、4月1日からもうあと半月もしないうちに広域化が始動されますね。

それで、当然119番は帯広の局のほうに全てがあれして、局のほうから発信されるのですけれども、大誉地なんかは伏古丹だとか、作集だとか大誉地の一部は陸別からすぐ、足寄から行くと5分も15分も時間が違いますから、当然そういうことの広域化の利点というものを大きく実行面に移して図られると思うのですけれども。

そこで、足寄町なんかは逆に本別町のほうの一部が今度区域になると思うのです。

その中で、例えば、本別町で私らが推測するには、新生だとか、明美地区だとか、月見台だとか、そういうような拓農も一部入られると思うのですけれども、その辺の細かなことは別としても、今現在、当町内のことだっ

たら目をつぶってでも動けるのですけれども、今度新たな同じ本別町でもちょっとくせのある坂があるとか、間口が狭いとか個々の農家によっては。

そういうまず新生地区とか、明美地区とか、月見台地区の住居している件数、それから名前なんかはもう調査はされていますかね。

ちょっとお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 総務課参事、答弁。

○総務課参事（大竹口孝幸君） 委員の質問にお答えします。

広域化により足寄消防署が出動する本別地区ですが、8つの自治会合わせて91世帯ございます。

地区ごとに申しますと、活込地区が21世帯、新生地区は9世帯、清里地区が7世帯、月見台地区が7世帯、明美地区が11世帯、拓農地区が26世帯、上拓農地区が5世帯、美里別地区の一部が5世帯となっております。合わせて91世帯。

それで、4月からの運用開始に向けまして、本別消防署の協力をいただきながら、先月から今月にかけて出動区域の視察、水利状況の調査、あと図上訓練を行いながら現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 12番井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 私、再質問、もう一度その中で質問をさせていただこうと思ったのですが、今参事のほうからその戸数と、それから先ほど言った、ちょっと1件1件の農家が、結構足寄町だったら全てもう頭に入っていますけれども、くせがあるのですよね。とっさの救急なものですから、そこまで本別町の消防署さんの職員さんと協力を得ながら下見をされているということは、非常に私もそのことももう一度お聞きしたかったので、すばらしい、そこまでの今の進め方でとにかく安心しました。

住民の本当に暮らしと命を守る機関だけに

期待しているという言葉は適していない。忙しいようでは大変な不幸ですから、密な常に緊張感を持って4月1日からの広域化に向けて、そのことが、大きなミスマッチが続くようだと、住民から広域化の異議というのがまた問われますから、常に緊張感を持って頑張って健康に皆さん、署員も皆さん含めて留意して頑張っていただきたいと思います。期待しておりますから。

答弁はもちろんありませんから。

ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） 答弁は要らないということで、よろしくお願ひします。

ほかに、消防費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2目水防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目災害対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 174ページ、第10款教育費に入ります。

第1項、1目教育委員会費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目事務局費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目生涯学習研究所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目スクールバス管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 180ページ、第2項、1目学校管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 182ページ、2目学校教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目学校建設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 184ページ、第3項、1目学校管理費。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 2目学校教育費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 3目学校建設費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 188ページ、第4項、1目生涯学習費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 2目文化財費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 3目文化・スポーツ振興基金費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 4目国際交流推進費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 5目博物館運営費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 6目生涯学習館費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 7目社会教育事業費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 196ページ、第5項、1目保健体育総務費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 2目総合体育館運営費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 3目温水プール運営費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 4目学校保健費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(高道洋子君) 5目学校給食費。  
4番木村委員。
- 4番(木村明雄君) これについてはちょっとわからないので、お伺いをしたいと思います。  
これ、学校給食費については無償化になっ

たわけなのだけれども、そこで扶助費ということで、ここで下段に444万2,000円か、これが出ているわけなのだけれども、これについてこれは項目別に分けているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

- 委員長(高道洋子君) 答弁、教育次長。  
○教育次長(寺地 優君) 扶助費につきましては、準要保護者の生徒児童の就学支援に対する経費ということで、普通交付税の基準財政需要額の算定基礎になっています。ということで、これはこの分だけ国のほうから財政措置がされるということになっておりまして、ほかの無償化のほうの部分につきましては、国の補助金、創生の中で行っておりますので、これはそれぞれ分けまして予算計上をさせていただいております。

ただ、受ける側からすれば両方とも無料ですが、あくまでも国の制度に伴う部分とこの間行ってきた分と、昨年から無償化した分を分けているという形になっていますので、御理解いただきたいと思います。

- 委員長(高道洋子君) よろしいですか。  
5目学校給食費、ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高道洋子君) 6目給食車管理費。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高道洋子君) ないですね。  
208ページ、第11款災害復旧費に入ります。

第1項、1目河川災害復旧費、質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高道洋子君) 第12款公債費に入ります。  
1目元金。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高道洋子君) 2目利子、質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高道洋子君) 210ページへ入ります。

第13款職員費に入ります。

第1項、1目職員給与費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 212ページ、第14款予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

2番榊原委員。

○2番(榊原深雪君) AEDのことでお伺いしたいと思いますが、予算書にそれぞれの課で管理しているAEDのリース料についてありましたけれども、AEDにつきましては、平成16年7月に非医療従事者による取り扱いが認められてから10年以上が経過しておりますけれども、公共施設を主に普及してきているようですけれども、これ総台数などはどこで把握されているのでしょうか。

○委員長(高道洋子君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) 足寄町にAEDでございますけれども、それぞれいろいろな施設に必要な台数を設置をしておりますけれども、総体で町内の施設全体で何台を設置しているのかという部分では、把握をしてございません。

それぞれの施設で設置をしているという形になってございまして、全体を足していけば総体数がわかるわけですけれども、今、その全体を把握しているという状況ではございません。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 2番榊原委員。

○2番(榊原深雪君) AEDに関しましては、ほとんどリース料が発生していると思うのですけれども、所管課から指定管理、銀河ホールなんかにありますAEDなんかはどなたが責任を持って指示をされているのでしょうか。充電のことがちゃんと整備されているのか、メンテナンスにおいての連絡はどういうふうにされているのでしょうか。

○委員長(高道洋子君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) お答えいたしま

す。

それぞれの施設を管理しているところで、そのAEDの設置についても管理をしているということになってございます。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 2番榊原委員。

○2番(榊原深雪君) それでは、購入とか、私たちの町ほとんど見るところによるとリースでされているようですけれども、購入やリース料に関しまして、計画的でかつ経済的なことを考えられてされているかどうかお伺いします。

○委員長(高道洋子君) 副町長、答弁。

○副町長(渡辺俊一君) お答えいたします。

当初、AEDを足寄町で導入したときには購入という形で導入をしてございました。

その後、一定の経過年数が過ぎますとAEDも更新をしなければならぬということと、そのときに検討をした結果、購入よりもリースでしたほうが効率的といえますか、その部品ですとか、それからいろいろパットだったりいろいろあるのですけれども、そういったものも含めて検討した結果、リースのほうが効率的であるということに結論が出まして、今は購入ではなくて、みんなリースということで設置をしております。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 2番榊原委員。

○2番(榊原深雪君) 充電器とか切れた場合とかはどちらのほうで。管理している担当の課でそういう点検してするのか、リース会社がしてするのか、どちらなのでしょう。

○委員長(高道洋子君) 答弁、副町長。

○副町長(渡辺俊一君) 基本的には、管理は設置してある場所のところで見ていただいて、設置をしている担当部署の課で設置をしております。

中身、リースでございますので、その中に電池が切れたりだとか、それから部品にふぐあいがあるだとか、そういった部分では、そういうことが出たときには、業者の方に新し



いものに交換してもらうだとか、そういう形で対応してございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番榊原委員。

○2番（榊原深雪君） こういうふうには4月にまた人事異動もありますけれども、そういうことを責任を持って、担当課ではやっぱり必要ではないかなと思うところなのですね。

余りAEDに関しては、事故は少ないほうだと思いますけれども、あるところではやっぱり充電が切れていて大事に至ったということも発生しておりますので、その管理体制もしっかりとさせていただきたいなと思ってこの質問に至ったわけです。

よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 答弁いいですか。

○2番（榊原深雪君） 要りません。

○委員長（高道洋子君） はい、わかりました。

同じく、総括。

6番前田委員、先に。

○6番（前田秀夫君） 一つは、予算資料の141ページの民有林造林事業費の関係で、一つは目的など説明資料に詳細に書いてありまして、公益性だとか、資源の問題で一定程度有するものということになってはいますけれども、かなり難しい話をしているのかもしれませんが、民有林でこの対象となるような面積の押さえがあればお聞きしたいのと。

もう1点は、一般会計からということで、前年は骨格予算でありませんでしたけれども、決算のほうでもありましたけれども、いずれにしても、一般会計からこのような、町長も冒頭おっしゃっていましたが、民有林、町有林含めて町の財産であるという気持ちは一致しますけれども、その2点についてお伺いしたいのと。

もう1点は、資料外でありますけれども、委員長よろしいですか。資料、ページ、資料には載っていませんけれども、よろしいです

か。

○委員長（高道洋子君） 予算書の関係であれば。

○6番（前田秀夫君） 多分、予算と関係が出てくると思います。

何年か前に、私も議会で実態と要望をしておりますけれども、一つは利別川の青雲橋の下のところと、それから向こうにちょうどぶつかる足寄川のところに、水防地区というか水防堤のブロックのものがああります。ほぼ1メートル間隔で。

かなりその後も一定程度、融雪期だとか、降雨期に大分やられまして、まだ私の見てきた段階では、そのままになっているということでもありますので、これは直接的に言えば町のということにはならないというふうには認識していますけれども、開発建設部含めて、ぜひ現地をもう一度調査をして対応してもらいたいと。可能であれば、一定程度調査費、計上後、6月以降、検討願いたい。

以上、大きく二つ、小さくは三つであります。

○委員長（高道洋子君） 答弁。建設課長、答弁。

○建設課長（阿部智一君） まず、私のほうから3点目といたしますか、利別川と足寄川の合流地点のブロックの関係についてお答えをしたいと思います。

今、委員のほうからありましたとおり、前に委員のほうからお話があったときに、河川管理者であります帯広建設管理部足寄出張所のほうに出向きまして、その旨お伝えをして、現地のほうも担当者の方に同席をいただいて確認はさせていただいております。

その後、管理者さんのほうもなかなかその予算的な部分が難しいということで、言われたとおり、現時点でまだ何ら対応はされていないというのが実情でございます、改めて新年度に向けて予算確保を含めてどのような状況になっているのか、早急に確認をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（高道洋子君） 3点目のことはい  
いですか。

6番前田委員。

○6番（前田秀夫君） はい、わかりまし  
た。

極めてあそこは利別川と足寄川の合流地点  
ということで、数十年ももっと前から一番危  
ないところでありますので、ひとつ特段の御  
人力を要請して、3点目につきましては了解  
をしました。

○委員長（高道洋子君） それでは、1点  
目、2点目。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 御質問の回答な  
のですけれども、予算説明資料の50ペー  
ジ、民有林造林事業補助金ということで人工  
造林72ヘクタールと61ヘクタール、それ  
と下刈りについては230ヘクタール、2回  
目ですね。そして、全刈り1回が140ヘク  
タール、筋刈りの1回が20ヘクタールと。  
あと、除間伐については150ヘクタールと  
いう面積の回答でよろしいでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 6番前田委員。

○6番（前田秀夫君） 資料はメモになりま  
すから、それは了解しました。

ただ、私が聞いているのは、聞き方が合っ  
ているかどうかわかりませんが、いわ  
ゆる一定の対象者は、これこれよというふう  
にこの説明資料に書いてありますから、そこ  
も理解をしているところであります。

ただ、こういったところは足寄町、広大な  
民有林がありますので、この間も議会の中  
でも無立木地などなど、所有者問題など、た  
くさんの問題提起がされてきておりますけ  
れども、こういったところが、いろいろなところ  
が、マクロ的で結構ですので、どの程度この  
足寄町にこういったような民有地があるのか  
ということと、それから、答弁する一般会計  
と、そして単年度、単年度でしょうけれど  
も、見通しとしての考え方があればお聞き  
したいということの2点でございます。

○委員長（高道洋子君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員  
会を再開いたします。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お時間をとらせ  
て大変申しわけありません。

全体の民有林の面積でありますけれども、  
3万8,000ヘクタールで、無立木地につ  
いては、平成23年に一度把握する調査とい  
うか、推定何ぼだよという面積を報告した案  
件がありました。それでいきますと、1,5  
00から2,000ヘクタールということで  
資料がありましたので、面積については以上  
です。

○委員長（高道洋子君） 答弁、あります  
か。

6番前田委員。

○6番（前田秀夫君） 明解な御回答で了解  
をいたしました。

あと、要望ですけれども、町長の政策とな  
ります今年度の予算、それから資料にも載っ  
ておりますけれども、今、聞くと無立木地が  
1,500ということですね。

そうすると、ことし無立木地の公有化とい  
うことで3年目になると思いますので、言う  
までもありませんけれども、特段の継続性を  
要請して終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長（高道洋子君） 答弁はよろしいで  
すね。

○6番（前田秀夫君） はい。

○委員長（高道洋子君） はい、わかりまし  
た。

では、歳出総括、そのほか。

1番熊澤委員。

済みません、1問ずつお願いしますね。三  
ついつぱいではなくて、例えば。

はい、許します。

○1番（熊澤芳潔君） 228ページの地方  
債についてちょっとお伺いいたします。

地方債の現在残高も出ておりますけれど

も、この地方債につきましては、今まで聞く範囲では、儉約的にきちんと償還していただくということでお聞きしているわけでございますけれども、以前には、繰上償還ということもございました。

それで、今回のゼロ金利政策についてどういう形に、行政としては、個々のいろいろな住宅、個々いろいろあるのですけれども、行政としてのこのゼロ金利政策については、どのような動きになっていくのかをお聞きします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

228ページに地方債の残高等が記載されてございます。

前年度末現在高ということで、見込みですけれども、これが27年度末となります。

109億4,700万円ぐらいの地方債の残高となっております。

これについては、今までも議会の中でもお話しさせていただいておりますけれども、今まで特に過疎債ですとか、そういう有利な起債をなるべく厳選して使わせていただいているということで、実際にその残高としてはこの109億円ぐらいありますけれども、実際に償還する段階では、地方交付税で措置がされるということで、実質的にその6割から7割ぐらいの金額については交付税で措置がされるという状況となっております。

ゼロ金利政策がどう影響してくるのかという部分でございますけれども、基本的には起債するときにそのときの金利が決まって、それで返済をしていくという形になりますので、今まで借り入れをしている部分についてはその金利で、その時々々の金利で償還がされていくという形になります。

今後、借り入れを起こす場合、起債をする場合、そのときには今の金利が非常に低い状況の中で、金利の低いもので借り入れができるということになりますので、今後の部分でいくと、金利利子分が低い金額で借り入れす

ることができるということになるのかなというふうに思っております。

ただ、今までの分の中で臨時財政対策債、これだけが10年たったところで見直しを図って借りかえるということができるみたいなのですけれども、そのときには今まで高い金利で借りていたのが、低い金利に切りかわるということが、今の状態でいけばそういう形になるのかなと思います。

ただ、臨時財政対策債についても、最終的に元利償還金の全額が交付税で措置をされるということになりますので、町としての影響というのはそう大きなものではないというように考えております。

そういったことで、今後の部分、金利が今後どう動いていくのかというのはわかりませんが、金利が低ければ今後借り入れする場合、少しでも安い金利で借りることができるという部分では、財政的には非常に助かる部分というのはあるのかなというように、こう思っております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 1番熊澤委員。

○1番（熊澤芳潔君） 今までも債権の残高につきましては余り大きな動きがない中で、今後については当然ゼロ金利ですので、有利になりますよということによろしいですね。

はい、わかりました。

○委員長（高道洋子君） そのほか、総括、質問。

9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） 旭町の生涯学習館費のところ。ページ数で192ページ、193ページに関してなのですけれども、生涯学習館のちょうど2階側のフラダンスの練習とか、書道教室になっているところの非常階段がなくなったままなのですか。

ことしも生涯学習館費、そういう計上が一切見当たらないのですけれども、いつか話では、螺湾の旧中学校にあった非常階段を持ってくるという話もあったのですけれども、その後どうなったのか、済みません、こ

の場をおかりしてちょっとお聞きしたいのですけれども。

よろしく願います。

○委員長（高道洋子君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お時間をとらせて申しわけありません。

お答えをいたします。

非常階段の関係でございますが、建築基準法上、一方向の避難があればそれで十分基準法をクリアするというので、そういう観点から非常階段を撤去をして、当初、委員の言われたとおり、螺湾から代替ということも検討をしたのですが、法律上、1カ所の避難経路があれば法律上クリアできるということで、現状、取り外しをただけで螺湾のものを持ってきていないという、そういう状況になっているということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（高道洋子君） 9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） 安全性とか、いわゆる防災に関しては、問題ないということですね。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○委員長（高道洋子君） 9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） わかりました。

何となく気になる箇所ではあるのですけれども。

一度皆さん、1回見てこられるといいと思うのですけれどもね。それからまた判断してください。

ありがとうございました。

○委員長（高道洋子君） わかりました。

次の総括質問。

4番木村委員。

○4番（木村明雄君） それでは、足寄町は10年前または15年ほど前から人口減少対策、そして農業活性化対策に大きく力を入れてまいりました。

そこで、新規就農者には、これも大きく手厚く支援をしてまいりました。

そこで、この検証がなされているのかどうか、そしてまた実績はどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 質問にお答えいたします。

新規就農者の実態含めて、まず最初に平成13年に一人が就農して、今現在27年度、本年度の2名が経営開始を入れて、16名が新規就農で経営を開始しております。

あと、状況はということであれだと思っておりますけれども、状況についてはうちのほうで担当職員一人、嘱託職員が配置されておまして、その方が定期的に巡回しながら、新規就農宅を訪問しながら経営状況の確認だとか、悩み相談も含めて巡回しているという状況です。

今後等につきましても、いわゆる新規就農ですか。一応、議会でもお話、町長が一般質問でも答弁していたと思っておりますけれども、畑作関係、畜産関係含めてPRして今後も推進してまいりたいという話もありましたので、当課としてもそれに対して新規就農の支援はしていきたいと思っておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 4番木村委員。

○4番（木村明雄君） この新規就農者については、今16名と聞いておりました。

螺湾はどんどん子供たちが少なくなって、しかしながら、芽登では少しずつふえていっているというようなことについては、これはやはりいいことだなと、そんなふうにいるところでございます。

二つ目の質問をいたします。

これは、農業後継者についてなのですけれど

ども、まずは学校を卒業した、もしくはUターンしてこの地に帰ってきたというような人もそこそこいるわけなのですよね。その中で、やはり若い人たちは夢と希望を持ちながら、このふるさとへ帰ってきて仕事をしていくのだという考えのもとで帰ってくるのだと思うわけなのです。

そこで、やはりこの後継者についても何らかの支援を考えていくべきではないのか、そう考えるわけなのですけれども、その辺についてお伺いをしたいと。所見を、また伺いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 質問に対してお答えいたします。

後継者対策という質問ではないかと思うのですけれども、既存のうちのほうの後継者、129ページですか。129ページのほうに載っております農業後継者就農育成資金、一人200万円。通常、いきいき夢資金という形で我々お話ししているのですけれども、その中で後継者として戻ってきた方、この方については設備投資、機械を購入したりとか、そういった形の中で今200万円を計上しております。

さらに、国の青年就農給付金の中で、一応国の規定もあるのですけれども、戻ってきて営農開始をした部分については、5年間就農開始ということでの給付金、これも該当してくると。いろいろと要件はございますけれども、適用している方も数名いらっしゃいます。

そういう形の中で支援をしている状況でありまして、それに対する今後の手厚い支援等につきましても、関係機関及び状況を確認しながら、今後どういう対策を打っていくかということも含めて議論をしていながら進めさせていただきたいということで御理解願いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 4番木村委員。

○4番（木村明雄君） これはやはり経営拡大のためにするのか。それとも、また何か目

的を持っていて、そしてそれに支援をしていくのか、その辺についてももう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

規模拡大等いろいろな諸条件があると思うのですけれども、それについては該当者の要望、その規模、どのように経営を持続させていくかということを相談の上、国の補助がうまく適用、マッチしていれば国の補助制度をうまく利用しながら進めていきたいと思えますし、この中でもありますけれども、一つは国の経営所得安定対策、この中でも部分的には取り入れられる事業もあります。いろいろなそのパターンもあると思うのですけれども、結論から言うと、その人の要望に合った国の政策、支援をうまく活用しながら進めていきたいと思えますので、御理解願いたいと思えます。

○委員長（高道洋子君） 4番木村委員。

○4番（木村明雄君） わかりました。それについてはわかったわけなのですけれども。

これ、やはりこれから先に向けてその支援を受けたりという人もわからなければ、これどうにもならないわけなのですけれども、その辺について町側としてどう考えているのか。そしてそれを、例えば、農協あたりともこれタイアップをして進めているのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

委員仰せのとおり、今、まさしく実は農協と連携して、実は直近でいけば産地パワーアップ事業、これに伴って、それは畑作関係農家だと思えるのですけれども、FAXをして、今、リース事業ですか。機械のリース事業ということで、ちゃんと制約はあります。制約はありますけれども、そういった中を活用していただくように、今、農協と連携して

進めております。

以上でございます。

○4番（木村明雄君） はい、わかりました。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

では、総括、そのほかありませんか。

2番榊原委員。

○2番（榊原深雪君） 今回の予算に関しまして、前年度より7億7,800万円ほど多くなっておりますけれども、この予算を組み立てるので、執行者の方たちはなかなか頭を悩ませたことではないかなとお察し申し上げますけれども、入りを量りて出ざるを制すという言葉が会社経営、自治体、あと家庭にも当てはまる言葉だなと思っておりますけれども、この予算に関しまして、町長の理念というか、今年度の予算に関しましての考え方というのをお聞かせいただきたいなと思っております。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 行政執行方針でも一定程度述べさせていただきましたが、今現在、一番の重点というのはやっぱり地方創生を国がやっていますから、このことをしっかりと。これは既に昨年度から取り組みをしていますから、そのところをしっかりと意識してやっていこうということで、ちょっと執行方針ちょっと手元にないのですが、置いてきてしまったのですけれども、たしか地方創生絡みで3億円強の予算を組んだということで報告をさせていただいたなというふうに思っております。

まちづくりの基本的な部分でいきますと、これも引き続きやってきていますけれども、子育て支援、これも継続した取り組みをしていくというようなことで考えて予算編成をしましたし、それから、これもこの間、数年継続しておりますけれども、足寄町に定住し、そして安心して住み続けられるようにということで住環境整備にかかわる部分、それからやっぱり足寄高校、これは地域にとってもなくてはならない高校だというふうに思ってい

ますから、そこの支援を含めてやっていくというようなことで、重点的にそのことを盛り込んだつもりでありますし、さらには外的な要因といいますか、やっぱりTPP問題含めてありますから、とりわけ農業、林業、この部分を意識をしながら予算措置をしていった。

そして、当然これは地方創生とも絡むのですけれども、商業の振興、正直言って極めて一番難しい課題かなと思っておりますけれども、そんなことを含めて、執行方針で述べたとおり、5点ばかりの重点項目ということをや予算編成に当たって意識をしながら取り組みをしてきたということでございます。

昨年の当初予算と比べますと相当の伸びということになりますけれども、12月末現在の補正の段階でいきますと90億円を超えている予算を組んでいますから、そういう意味では、当初予算的には大体平準ペースなのかなと、こんなふうに思っています。

そこで、予算編成上一番の懸念していることというのは、御案内のとおり、地方交付税がだんだん減ってきているということになります。

昨年はそうでもありませんでした。一昨年のたしか3億円強の交付税が減らされた。今年度も見込みでいきますと、約1億7,000万円ぐらい、これは臨時財政対策債も含めてですけれども、1億7,000万円ぐらい減るだろうという、そんな思いしています。

ここ数年、当初予算では基金からの繰り入れ、基金取り崩しということは免れて予算編成できてきましたけれども、今年度については一定程度、基金からの繰り入れということも含めて予算編成をしてきたということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番榊原委員。

○2番（榊原深雪君） ありがとうございます。

基金の繰り入れをしながら、またこれからも考えながら予算編成をされると思うのです

けれども、私たちが議員になったとき、やはり基金残高が少なくて大きな災害が起きたときに、この町は大変だなということが第一印象にありました。その中で、安久津町政が行われて、今、4期目に入りましたけれども、基金もふえましてすごく安定してきたなというところがありました。

その中で、今、これからの目的の子育て支援のまた充実を図っていくという中でありますけれども、この子育て支援をしていく中で、やはり保育士さんのこれからの充実も、働く人の支援もしていかなければならないのだろうなと思っております。

そして、働く女性がふえるとまた高齢者施設も必要で、またそこで働く介護士さんたちも必要不可欠だと思って、ここ数年というより、これからも人材確保に大変な時期も来ると思っております。

その中で、やはり私の答弁にもありましたけれども、最少経費で最大効果を上げることが、人件費の抑制を常に求めているからなかなか困難だということ、人件費のことでは答弁がございました。

でも、これからその人件費を考えていかなければ人員確保もできないという時代がきつとやってくると思いますので、そのこのところのお考えも再度お聞かせいただきたいなと思っております。

○委員長（高道洋子君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私が首長に就任したのが平成15年5月でございます。

手元に資料ありませんから正確な数字ではありませんけれども、おおよそのことでちょっと頭の中のところで答弁をさせていただきたいと思っておりますが、就任したときに、普通会計ベースで借入金、借金ですよ。約130億円強あったというふうに認識をしております。

前副町長と我々の最大の任務は、この借金いかに減らすかだなということで取り組んで

きたつもりであります。

一時期、100億円を割ったということもあるのですけれども、しかし現在の残高というのは、先ほど熊澤議員から質問があったように、100億円をちょっとまた上回ったということでもあります。

また、一方、基金がたしか私が就任したときには、おおよそ35億円程度の基金だったというふうに思っています。

これが、平成16年に思い切り7億円ぐらいたったというふうに記憶していますけれども、交付税が減らされたことによって、また一方、合併議論がだめになったということもあって、自立プランを策定をしながら、向こう10年間の財政のシミュレーションもやってきたところであります。

交付税がふえるということとはちょっと想定できないだろうと。ある意味厳しい見方をしながら10年後の基金の残高というのは、大体7億円から8億円ぐらいたま落ちてしまうんだと。こんなシミュレーションをする中で、とりわけ人件費の削減、これをせざるを得ないということで、自立プランの中で、職員、生首を切るわけにはいきませんから、5人退職して初めて1名の補充だということでこの間ずっと努力をしてきました。結果として、四十数名の職員を不補充にして、結果として人件費、総額でいきますと大体年間3億5,000万円ぐらいた削減になったということでもあります。

そこで、今現在の基金の残高というのは、御案内のとおり、56億円ぐらい、55億円ぐらいですかね。プラスして、備考資金に15億円積んでいますから、全部合算すると70億円ぐらいになったということでもあります。

これは何かといいますと、やっぱり人件費をそれだけ削減してきたということは、これはもうずっと続くわけですから、例えば、3億5,000万円を10年続けると35億円削減できたということですよ。

ですから、一つにはやっぱり人件費を削減

してきたということが一つの大きな要因。

もう一つは、これは先ほど言った借金との絡みもあるのですが、実は過疎債の適用の基準が非常に拡充がされたということで、ソフト面の部分についても過疎債の対象になるということであったものですから、これはやっぱり過疎債というのは御案内のとおり、後ほど交付税バックがありますから、これは借りない手はないなということで現金として、基金として持つものは持つ。これは割り切って借金するものは借金しようというようなことで。ただ、高い金利の起債については、極力起こさないというようなことで取り組みをしてきた結果だということで認識しています。

ですから、もう一度確認といえますか、おさらいしますと、基金がここまで積めたというのは、一つには人件費の削減で、本当に職員の皆さん方には、ある意味大変な御苦勞をおかけしていますけれども、そのことが一つ。

もう一つは、過疎債の拡充がされたということ。ただ、その過疎債の分については、一方で起債の残高が少しふえてきているよということだという、そんなふうに認識をしているところでございます。

それで、いろいろ一般質問の中でもありましたけれども、とりわけ現業といえますか、現場、国の中でも大変、今、議論になっていますけれども、保育施設が足りない、あるいは保育士さんがいない。それから、介護施設、介護職員がいないと、こういう状況もあるというのも一方ではあります。

ただ、私どものところでは直営でやっていますから、そういう意味では一定の賃金の保障もできているというふうに思っております。

ただ、保育所分でいきますと、これは正職員がいて保育準職員がいます。保育準職員にその制度をつくったというのは、これ私がつくったのですけれども、御案内のとおり、かつて螺湾、芽登、それから上利別、これは季節保育所で運営してきたのですね。

冬期間はお休みということやってきました。これが、それぞれの地域でも子供さんがふえてきたよということで通年やってほしいという、そんな要望もありまして、これ何年からというのはちょっと明確にお答えできませんけれども、そんなことでスタートをしました。

そのときに、これは通年になるわけですから、ここを一定程度、身分保障をしてやらないと、これは通年保育ということにはならないなど。例えば、11カ月雇用して1カ月休みね、こんなことをやってしまうと間ができてしまいますから、そこは何とかしなければいけないねということが一つ。これは、季節保育所の関係が一つです。通年化になることが一つ。

もう一つは、昔、中島区で無認可の幼稚園をやっていました。ここの職員についても長期臨時ということできずずっと続けてまいりまして、ですから、総勢10名ちょっと超えるぐらいの人たちの身分保障、すなわち11カ月で終わりだよ。現実には、1カ月休んでもらってまた使ったのですけれども、そこを通年で雇用できるようになるということで、待遇改善ということも含めて意識をして、そういう形で保育準職員制度をつくったということでございます。

ですから、まだ正職員とはまだ差はありますけれども、しかし身分保障を含めて賃金の改善をしてきたということでございますので、着実にその部分については果たしているのかな、こんなふうに思っているところでございます。

なお、特養については本当に、先ほど一般質問でもお答えしましたけれども、やっぱり基本的には有資格者ということでやっていますから、なかなかこっちは直営なのですけれども、応募者がいないということで非常に苦勞をしていますけれども、できるだけ早く補充をしていきたいなど、こんなふうに思っているということでございます。

以上でございます。



○委員長（高道洋子君） 2番、よろしいですか。わかりました。

そのほか、総括質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） なければ、ちょっと早いのですけれども、お昼の昼食のために午後1時まで暫時休憩とします。

よろしく願います。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

10ページをお開きください。

議案第53号平成28年度足寄町一般会計予算、歳入に入ります。項で進めます。

第1款町税、第1項町民税、質疑はありませんか。

11番高橋委員。

○11番（高橋秀樹君） 法人税の件についてお伺いをいたします。

本年度、前年より大分大幅に法人税収入の見込みを見ているのですけれども、27年度の補正においても法人税の減額補正をされているのですが、今年度ここまで上げていく根拠になるものは一体何かお示しを願いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 住民課長、答弁。

○住民課長（沼田 聡君） まず、別冊の予算説明資料のほうの5ページをお開き願います。

それで、法人町民税の関係につきまして、右側のほうの比較増減のところに税制改正という項目がございますけれども、まずは税制改正が28年度ございまして、今までの税率14.7%が12.1%に税率改正が行われて、その分がとりあえず780万3,000円が減額となります。

今回、法人税の本年度当初予算の積算のベースになっておりますのが、平成27年度の12月までの実績と、そして平成26年度の実績、その推計値から求めたものでございます。

それで、平成27年の決算見込み、前年対比で1.32%と大きく伸びているということで、今回この金額の予算を計上させていただきました。

平成27年度の3月の補正におけます法人税の予算でございますけれども、5,047万8,000円となっており、それで比べますと847万2,000円の増ということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番高橋委員。

○11番（高橋秀樹君） そうすると、法人税は税制改正によって下がるのですよね。上がるのですか。14.7%から12.1%に下がる。

○委員長（高道洋子君） 住民課長、答弁。

○住民課長（沼田 聡君） お答えします。

12.1%へ下がるということでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 11番高橋委員。

○11番（高橋秀樹君） ちょっと下がるといことでしょうか。

法人税が下がるというか、収入が減るといことではないですかね。

○委員長（高道洋子君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時05分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） お答えいたします。

平成27年度の4月から12月までの実績の数値でございますけれども、その法人税額が上がることによって、これだけ前年対比の場合に、当然、各法人から申告が上がってくるわけなのですが、その法人税額、売上額が上がっているということで、その実績をもとに平成28年度の当初予算の計上見込みで計

上させていただきます。

以上です。

- 委員長（高道洋子君） 11番高橋委員。
- 11番（高橋秀樹君） ということは、前年の27年度の法人の利益というか、売り上げが上がったというのが推計で取られているということですね。わかりました。
- 委員長（高道洋子君） よろしいでしょうか。
- 11番（高橋秀樹君） よろしいです。
- 委員長（高道洋子君） ほかに、町民税、おられますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項固定資産税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第3項軽自動車税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第4項町たばこ税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第5項入湯税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2款地方譲与税の第1項自動車重量譲与税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項地方揮発油譲与税。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第3款、第1項利子割交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 14ページ、第4款、第1項配当割交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第5款、第1項株式等譲渡所得割交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第6款、第1項地方消費税交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高道洋子君） 第7款、第1項自動車取得税交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第8款、第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第9款、第1項地方特例交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第10款、第1項地方交付税、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第11款、第1項交通安全対策特別交付金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第12款分担金及び負担金の第1項分担金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項負担金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第13款使用料及び手数料の第1項使用料。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項手数料。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 22ページをお開きください。  
第14款国庫支出金の第1項国庫負担金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項国庫補助金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第3項国庫委託金、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第15款道支出金の第1項道負担金。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第2項道補助金、質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高道洋子君） 第3項道委託金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 30ページ、第16款財産収入の第1項財産運用収入。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項財産売払い収入。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第17款、第1項寄附金。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 34ページ、第18款繰入金の第1項基金繰入金。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項特別会計繰入金。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第19款、第1項繰越金。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第20款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項預金利子。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項貸付金元利収入。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4項受託事業収入。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5項雑入。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 42ページ、第21款、第1項町債、質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) それでは、歳入総括ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6ページにお戻りください。  
第2表債務負担行為1件。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) ないですか。  
第3表地方債3件。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 1ページにお戻りください。  
第4条一時借入金、質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5条歳出予算の流用。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、議案第53号平成28年度足寄町一般会計予算の件を採決します。  
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員起立です。  
したがって、議案第53号平成28年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第54号

○委員長(高道洋子君) これから議案第54号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題とします。  
提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。  
18ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。  
第1款総務費、第1項、1目一般管理費、質疑はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高道洋子君） 2目連合会負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 20ページ、第2項、1目運営協議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項、1目賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目納税奨励費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款保険給付費、第1項、1目一般被保険者療養給付費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目退職被保険者等療養給付費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目一般被保険者療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目退職被保険者等療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目審査支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項、1目一般被保険者高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目退職被保険者等高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項、1目一般被保険者高額介護合算療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目退職被保険者高額介護合算療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項、1目一般被保険者移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目退職被保険者等移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 26ページ、第5項、1目出産育児一時金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目出産育児一時金支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第6項、1目葬祭費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款後期高齢者支援金等、第1項、1目後期高齢者支援金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目後期高齢者関係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款前期高齢者納付金等、第1項、1目前期高齢者納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目前期高齢者関係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第5款老人保健拠出金、第1項、1目老人保健事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第6款介護納付金、第1項、1目介護納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第7款共同事業拠出金、第1項、1目高額医療費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目保険財政共同安定化事業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目その他共同事業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第8款保健事業費、第1項、1目特定健康診査等事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項、1目保健衛生普及費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第9款基金積立金、第1項、1目基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第10款公債費、第1項、1目利子、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第11款諸支出金、第1項、1目一般被保険者保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目退職被保険者等保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第12款直営施設勘定繰出金、第1項、1目直営施設勘定繰出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第13款予備費の1目予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 8ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項国民健康保険税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 10ページ、第2款、第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項療養給付費等交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項前期高齢者交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第5款、第1項道負担金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第6款、第1項共同事業交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第7款、第1項他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第8款、第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第9款、第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項受託事業収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項雑入、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 1ページにお戻りください。

第2条一時借入金、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 全体に対する総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで質疑を終わ

ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第54号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第55号

○委員長(高道洋子君) 37ページをお開きください。

これから、議案第55号平成28年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

46ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款施設費、第1項、1目営繕費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款水道工事費、第1項、1目水道工事費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款公債費、1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款予備費の1

目予備費は質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 44ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款、第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 40ページにお戻りください。

第2表、地方債1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号平成28年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第55号平成28年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第56号

○委員長(高道洋子君) 61ページをお開きください。

これから、議案第56号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

72ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、第1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目普及促進費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項、1目処理場管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目管渠管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款事業費の1目事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) ないですね。

第3款公債費の1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款予備費、1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 68ページに行きます。

歳入に入ります。項で進めます。

第1案、第1項負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項使用料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第7款、第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 64ページにお戻りください。

第2表債務負担行為3件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3表地方債1件。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第56号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第57号

○委員長(高道洋子君) 91ページをお開きください。

これから、議案第57号平成28年度足寄町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

104ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項、1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項、1目介護認定審査会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目認定調査等費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 108ページ、第

2款保険給付金、第1項、1目介護サービス給付費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目高額介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目高額医療合算介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目特定入所者介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款地域支援事業費、第1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目介護予防ケアマネジメント事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項、1目一般介護予防事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項、1目総合相談事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目権利擁護事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目任意事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目在宅医療・介護連携推進事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目認知症総合支援事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6目地域ケア会議費。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○委員長（高道洋子君） 第4項、1目審査支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 122ページ、第4款諸支出金、第1項、1目第1号被保険者保険料還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 98ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項介護保険料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款、第1項負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項支払基金交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第5款、第1項道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第6款、第1項他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第7款、第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第8款、第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項預金利子、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） では、歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 全体に対する総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号平成28年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員起立です。

したがって、議案第57号平成28年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第58号

○委員長（高道洋子君） 127ページをお開きください。

これから、議案第58号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

136ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款事業費、第1項、1目事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款公債費、第1項、1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款予備費、第1項、1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 134ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項道委託金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項保留地処分金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第58号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第59号

○委員長(高道洋子君) 143ページをお開きください。

これから、議案第59号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

154ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款介護サービス事業費、第1項、1目特別養護老人ホーム運営費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項、1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 150ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項介護サービス給付費収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高道洋子君） 第2項介護サービス利用者負担金収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項他会計負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款、第1項財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 全体に対する総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第60号

○委員長（高道洋子君） 169ページをお

開きください。

これから、議案第60号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

180ページをお開きください。歳出から進めます。目で進めます。

第1款総務費、第1項、1目一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項、1目賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款諸支出金、第1項、1目保険料還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項、1目予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 176ページ、歳入に入ります。項で進めます。

第1款、第1項後期高齢者医療保険料、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款、第1項一般会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項償還金及び還付加算金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項受託事業収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 全体に対する総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員起立です。

したがって、議案第60号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第61号

○委員長（高道洋子君） これから、議案第61号平成28年度足寄町上水道事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。収益的支出から目で進めます。

営業費用の1目原水及び上水費、質疑はあ

りませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目配水及び給水費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目総係費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目減価償却費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目資産減耗費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱い諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目消費税及び地方消費税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目雑支出。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6ページ、収益的収入に入ります。一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 12ページをお開きください。

資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第8条たな卸資産購入限度額まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号平成28年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員起立です。

したがって、議案第61号平成28年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第62号

○委員長（高道洋子君） これから、議案第62号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。収益的支出から目で進めます。

医療費用の1目給与費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目材料費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目経費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 14ページ、4目減価償却費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目資産減耗費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目研究研修費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 医業外費用の1目支払利息及び起業債取扱い諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目患者外給食材料費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目消費税及び地方消費税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目雑損失。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 特別損失の1目その他特別損失。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6ページをお開きください。

収益的収入に入ります。一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 16ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第10条たな卸資産購入限度額まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員起立です。

したがって、議案第62号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 閉会宣告

○委員長(高道洋子君) これで本委員会に付託されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後 1時49分 閉会